

# 令和6年度真長田まちづくり振興会総会

日時 令和6年6月30日  
10時～

場所 真長田定住センター

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議 事

第1号議案 令和5年度活動報告並びに収支決算について

第2号議案 令和6年度活動計画並びに収支予算（案）について

第3号議案 役員改選について

5 その他

(1) 地域要望書（締切7月末日まで）の取りまとめ

(2) 会費納入のお願い（集落1,000円及び各戸200円）



第1号議案 令和5年度活動報告並びに収支決算について

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 活動報告

- 5月28日 役員会(総会の開催について、その他)
- 6月1日 地区要望回答(宇部建築土木事務所長)
- 6月25日 総会(令和5年度定期総会)
- 7月17日 役員会(活動計画実施、Mine みらいと一く対応等)
- 7月21日 Mine みらいと一く(真長田公民館:学校統合、定住促進・空き家対策、農業後継者、宝くじ助成金、公民館施設整備、メタセコイヤ対策等)
- 8月28日 役員会(地区要望書取りまとめ、活動計画)
- 8月31日 地区要望書提出(市長、県知事)
- 9月10日 宝くじ助成事業事前申込書提出
- 11月20日 美東小学校再編説明会
- 12月23日 役員会
- 3月～ 長田バス停の改修

2 収支決算報告書

(収入の部)

単位:円

科目	予算額	決算額	摘要
前年度繰越金	170,837	170,837	
会費	109,000	111,800	23地区、444戸
補助金	1,000	0	
雑収入	163	0	
計	281,000	282,637	

(支出の部)

科目	予算額	決算額	摘要
会議費	10,000	4,427	定住センター使用料、総会費
事務費	10,000	17,388	郵送料、コピー費
事業費	100,000	128,446	ホームページ管理・更新、機器整備料 長田バス停改修工事費 96,996円
予備費	120,000	0	
計	281,000	150,261	

収入総額 282,637円－支出済み額 150,261円＝次年度繰越金 132,376円

3 監査報告

金銭出納簿、通帳及び関係書類を精査したところ適正かつ正確に処理されていることを認めます。

令和6年6月20日 監事 岸 英 法

中 村 和 美

第2号議案 令和6年度活動計画（案）並びに収支予算（案）について

1 令和6年度活動計画（案）

- ・真長田地域自主防災組織の策定及び見直しについて
- ・宝くじ助成金による災害対策用品整備事業の実施
- ・新美東小中一貫校化に伴う淳美小学校継承（閉校）イベント及び校舎等の有効活用についてのアンケート
- ・行政（県及び市）への地区の要望取りまとめ及び要望書作成提出
- ・農業の振興（農業地域計画策定の検討協力・後継者対策）
- ・空き家調査及び対策方策検討
- ・人口定住促進の取組
- ・ホームページ管理・更新
- ・各種補助金、交付金事業導入事業
- ・ふるさと夏祭り協賛
- ・その他

2 令和6年度収支予算（案）

（収入の部）

単位：円

科 目	前年度予算額	本年度予算額	摘 要
前年度繰越金	170,837	132,376	
会 費	109,000	111,000	23区×1,000円、440戸×200円
補 助 金	1,000	2,000,000	コミュニティ(宝くじ)助成事業助成金
雑 収 入	163	624	寄付金（個人・団体）、利息等
計	281,000	2,244,000	

（支出の部）

単位：円

科 目	前年度予算額	本年度予算額	摘 要
会 議 費	10,000	10,000	資料作成、定住センター使用料ほか
事 務 費	10,000	10,000	事務用品、コピー、郵便料ほか
事 業 費	100,000	2,200,000	コミュニティ(宝くじ)助成事業に伴う災害対策用品整備事業 2,100,000円 活動計画推進のための諸費用 100,000円
予 備 費	161,000	24,000	
計	281,000	2,244,000	

第3号議案

真長田まちづくり振興会役員(案)

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

役 職	役 員
会 長	兼 重 勇 (宗国)
副 会 長	山 根 博 文 (岩崎)
〃	松 岡 稔 (西区)
常 任 委 員	児 玉 明 弘 (東一区)
〃	石 津 孝 夫 (宮の河内)
〃	田 中 範 明 (郷)
〃	杉 村 佳 信 (法名)
〃	大 野 竜 也 (長田団地)
〃	滝 本 和 義 (神崎)
〃	安 永 彰 (東二区)
〃	時 松 博 子 (法名)
〃	山 本 紀代子 (郷)
〃〔事務局長兼〕	秋 枝 秀 稔 (宮の河内)
諸 団 体 委 員	大 庭 薫 (真長田郵便局長)
監 事	岸 英 法 (郷)
〃	志 賀 学 (徳坂)
委 員〔会計兼〕	榊 重 尚 敬 (真長田公民館長)
委 員	石 津 由 貴 (真長田公民館)

前年度役員名簿

役 職	役 員 名	役 職	役 員 名
会 長	児 玉 明 弘	常任委員	松 岡 稔
副 会 長	山 根 博 文		秋 枝 秀 稔
	松 井 邦 男	団 体 委 員	堀 田 健 二
常任委員	田 中 範 明		大 庭 薫
	兼 重 勇	中 村 和 美	
	志 賀 学	岸 英 法	
	杉 村 佳 信	真長田公民館 榊重尚敬	
	石 津 孝 夫	真長田公民館 石津由貴	
	福 田 柁 人		

令和6年度 真長田まちづくり振興会委員

地 区	委 員	地 区	委 員
町 絵	緒方 稔	神 崎	瀧本 和義
沖 田	山根 時雄	神崎城山	松永 晋一
切 畑	佐藤 和美	南 区	松崎 真吾
武士ヶ河内	原田 武	宗 国	兼重 勇
宮の河内	河村 明彦	森 清	井上 貞一
郷	岸 英法	白 土	織田 唯斗
長田団地	大野 竜也	大 原	松藤 敏光
立 石	東城 泰典	真名市	笹田 裕司
法 名	杉村 佳信	岩 崎	山根 博文
東 一 区	井上 敏雄	徳 坂	志賀 学
東 二 区	安永 彰	十文字	高木 静秀
西 区	松岡 稔	小田長谷	松井 邦男

# 真長田まちづくり振興会規約

## 第 1 章 総 則

( 名称 )

第 1 条 この会は、真長田まちづくり振興会(以下「振興会」という。)という。

( 事務所 )

第 2 条 振興会の事務所は、美祢市真長田定住センター(美祢市美東町真名 529)内に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

( 目的 )

第 3 条 振興会は、真長田地区内の歴史と伝統を重んじ、自助・互助・共助・公助により新しい時代のまちづくりを推進し、住民 誰もが住み続けたい真長田のまちづくりを目指すことを目的とする。

( 事業 )

第 4 条 振興会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 次世代を担う子どもがすくすく育つまちづくり事業
- (2) 子どもからお年寄りまで生き生き交流するまちづくり事業
- (3) 安全で安心してみんなが笑顔で暮らせる自主防災組織の育成事業
- (4) 自然・環境・文化遺産をみんなで守るまちづくり事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要なまちづくり事業

## 第 3 章 会員及び運営

( 会員 )

第 5 条 振興会の会員は、真長田地区内の各集落(以下「集落会員」と云う。)並びに地区内にあって、振興会の目的に賛同する諸団体(以下「賛助会員」と云う。)とする。

2 振興会の会員は、振興会の事業に積極的に参画する。

## 第 4 章 役 員

( 役員 )

第 6 条 振興会に次の役員をおく。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会 長   | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 委 員   | 若干名 |
| (4) 常任委員  | 若干名 |
| (5) 会 計   | 1 名 |
| (6) 監 事   | 2 名 |

( 役員を選出 )

第 7 条 役員を選出は、次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・監事は、常任委員会において会員の中より選考し、総会において選出する。
- 2 委員は、各集落会員及び各賛助会員よりそれぞれ選任された者 1 名並びに真長田 公民館長、学識経験者等をもって構成する。
- 3 常任委員は、前項の委員会において選考し総会において選任する。
- 4 会計は、会長が指名する。

( 役員の任期 )

第 8 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員又は監事は、第 6 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員又は監事としての権利義務を有する。

( 役員の任務 )

第 9 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行い、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 委員は、振興会の運営事項を協議し、会務運営に当たる。
- (4) 常任委員は、この会の企画並びに会務の執行にあたる。
- (5) 監事は、振興会の事業並びに会計を監査する。

( 顧問の委嘱 )

第 10 条 振興会の活動に対し、指導・助言及び協力等を求めるために顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

## 第 5 章 会 議

( 種別 )

第 11 条 振興会の会議は、総会、役員会及び委員会とし、総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 委員会は、真長田地区住民を対象とした事業を実施するため次の実行委員会を置き、その運営方法は「会議運営規則」で定める。

- (1) 真長田ふるさと祭り実行委員会
- (2) 真長田地区スポーツの集い実行委員会
- (3) 真長田環境整備実行委員会

第 12 条 通常総会は、毎年度 6 月に開催し、委員会は会長が必要と認めたときに開催する。

( 招集 )

第 13 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、委員会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し、総会の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 14 日前までに通知を発しなければならない。

ただし、急を要すると認められる場合においては、開会の日の 5 日前までとすることができる。

( 議長 )

第 14 条 総会の議長は、当該総会において、出席した委員の中から選任する。

2 委員会の議長は、当該委員会の委員長が当たる。

( 議決権 )

第 15 条 総会及び委員会における議決権は、委員 1 名につきそれぞれ 1 個とする。

( 決議 )

第 16 条 総会及び委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。

( 諮問機関の設置 )

第 17 条 特定事業の実施、特に重要な案件又は長期的に調査検討を必要とするものについては、委員会に諮り振興会の諮問機関としてプロジェクトチームを編成することができる。

## 第 6 章 会 計

( 振興会の経費 )

第 18 条 振興会の経費は、真長田地区内の会員の負担金又は委託料を持って当てることを原則とし、補助金、交付金等の収入をもって充てることことができる。

( 会計年度 )

第 19 条 振興会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 そ の 他

( 情報公開 )

第 20 条 振興会の会議録及び会議の内容は公開する。

( 雑 則 )

第 21 条 この規約に定めのない事項で、振興会の運営に必要な事項は、委員会で協議のうえ定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。 この規約は、平成 31 年 4 月 16 日から施行する。  
この規約は、令和 1 年 6 月 22 日から施行する